令和 5 年 8 月 1 日

第 13630 号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
○一般競争入札の落札者等 (管 財 課)	1	た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定		る法律に基づき指定を受けた施術所の名称及び所在地
(厚生政策課) 2	2	の変更の届出 (同)3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定		○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の
(同) 2	2	廃止の届出 (同)4
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届		○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し
出 (同) 2	2	た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し		る法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止
た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す		の届出 (同) 4
る法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出		○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正
(同) 2	2	(出 納 室) 4
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定		○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正
(同) :	3	(同) 4
○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定		公告
(同) :	3	○令和5年度石川県ふぐ処理資格者試験公告
○生活保護法に基づき指定を受けた施術所の名称及び所		(薬事衛生課) 5
在地の変更の届出 (同):	3	○公共測量実施公告 (監理課) 5

石川県告示第290号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達 契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

示

告

令和5年8月1日

石川県知事 馳 浩

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法 産業教育用コンピュータ 仕様書のとおり 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県総務部管財課 金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社NTTデータNJK 東京都中央区新富二丁目3番4号
- 5 落札金額 117.150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 令和5年6月2日

8 特記事項

1の物品等の調達については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年石川県条例第6号)第3条の規定により、石川県議会の議決を得たときに本契約としての効力が生ずる仮契約を締結した。

石川県告示第291号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり 指定した。

令和5年8月1日

石川県知事 馳

浩

名称	所 在 地	指定年月日	
あっとほーむな訪問看護ステーション	 白山市相木町209-1	令和5年6月1日	
HAKU	日田田和和八町 209 1	7和3年0万1日	
スギ薬局相木店	白山市松任駅北相木第二地区土地区画整理事業施行	令和5年7月1日	
スイ 案 向 相 小 店	地区26街区	7和3年/月1日	
なぎさ薬局	羽咋市旭町ア57番3	令和5年7月1日	

石川県告示第292号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

石川県知事 馳

浩

名 称	所 在 地	指定年月日	
あっとほーむな訪問看護ステーション	 白山市相木町209-1	令和5年6月1日	
HAKU	日田田和本町209	7和3年0月1日	
スギ薬局相木店	白山市松任駅北相木第二地区土地区画整理事業施行	令和5年7月1日	
ヘヤ栄同相小山	地区26街区	7和3年7月1日	
なぎさ薬局	羽咋市旭町ア57番3	令和5年7月1日	

石川県告示第293号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した 旨の届出があった。

令和5年8月1日

石川県知事 馳

浩

事業者名称	事 名 称	業	所 在 地	変更年月日
		新	白山市横江町5219番地	
株式会社クスリのアオキ	クスリのアオキ横江薬局		白山市横江町土地区画整理	令和5年2月4日
			事業施行地区内6街区11番	
社会医療法人財団董仙会	恵寿総合病院訪問看護ステー		七尾市富岡町95番地	令和5年6月1日
但云区原伝八州凹里旧云	ション	旧	七尾市桜町12番地	7113年0月1日

石川県告示第294号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年8月1日

石川県知事 馳

浩

事業者名称	事		所	変更年月日
尹 未 白 石 你	名 称		所 在 地	多
	クスリのアオキ横江薬局		白山市横江町5219番地	
株式会社クスリのアオキ			白山市横江町土地区画整理	令和5年2月4日
			事業施行地区内6街区11番	
社会医療法人財団業仙会	恵寿総合病院訪問看護ステー ション		七尾市富岡町95番地	△和『年6月1日
社会医療法人財団董仙会			七尾市桜町12番地	· 令和 5 年 6 月 1 日

石川県告示第295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次の とおり指定した。

令和5年8月1日

石川県知事

馳

浩

氏	名	名	称	所	在	地	指定年月日
嶋 谷	崇 司	嶋谷接骨院		加賀市片山津	町オ22-	3	令和5年7月1日

石川県告示第296号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年8月1日

石川県知事 馳 浩

氏	名	名	称	所 在 地	指定年月日
嶋谷	崇 司	嶋谷接骨院		加賀市片山津町オ22-3	令和5年7月1日

石川県告示第297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた 施術機関から、次のとおり施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年8月1日

石川県知事

馳

浩

氏	名		名 称		所	在	地	変更年月日		
南	裕	也	新	フレアス右 野々市施術	E宅マッサージ 所	野々市市本町3	丁目1-	-13 Saliente 2号	令和5年6月7日	
			旧	小松らく~	~だ治療院	小松市小馬出町1	122			

石川県告示第298号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所の名称及 び所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年8月1日

石川県知事 馳 浩

氏	名	名 称		所	在	地	変更年月日
南	裕 也	新	フレアス在宅マッサージ 野々市施術所	野々市市本町3	丁目1-1	13 Saliente 2号	令和5年6月7日
		旧	小松らく~だ治療院	小松市小馬出町	122		

石川県告示第299号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた 施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和5年8月1日

石川県知事 馳 浩

	氏	名(名	称)	所 在 地	廃止年月日
嶋	谷	清(嶋 谷	接骨院)	加賀市片山津町オ22-3	令和5年6月30日

石川県告示第300号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止し た旨の届出があった。

令和5年8月1日

石川県知事

浩

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
嶋谷 清(嶋谷接骨院)	加賀市片山津町オ22-3	令和5年6月30日

石川県告示第301号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、公表の日から 施行する。

令和5年8月1日

石川県知事

表の株式会社北国銀行山中支店の項中「加賀市山中温泉本町」を「加賀市山中温泉湯の出町」に改め、表の株式会 社北国銀行松任北支店の項中「白山市相木町」を「白山市相木1丁目」に改める。

石川県告示第302号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和5年9月 4日から施行する。

令和5年8月1日

石川県知事 馳

表の株式会社北国銀行宇野気支店の項中「かほく市森」を「かほく市浜北」に改め、表の株式会社北国銀行七塚支 店の項中「かほく市木津」を「かほく市浜北」に改め、表の株式会社北国銀行高松支店の項中「かほく市高松」を 「かほく市浜北」に改める。

公

令和5年度石川県ふぐ処理資格者試験公告

石川県ふぐの処理等の規制に関する条例(平成18年石川県条例第33号)第15条の規定により、令和5年度石川県ふ ぐ処理資格者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月1日

石川県知事 馳

浩

- 1 試験の日時
 - (1) 学科試験

令和5年10月31日(火)午前10時30分から正午まで

(2) 実技試験

令和5年11月7日(火)午前10時から

※受験者が多数の場合は、令和5年11月8日(水)及びそれ以降の県が指定する日にも行い、各受験者あて試験日 時を通知する。

- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験

石川県庁行政庁舎 11階会議室

(2) 実技試験

金沢未来のまち創造館

金沢市野町3丁目11番1号

3 出願に関する書類の受付期間

令和5年8月18日(金)から同年9月22日(金)まで(県の休日を除く。)とする。ただし、郵送の場合は、同 日までの消印があるものに限り受け付ける。

- 4 試験実施要領の配布場所及び出願に関する書類の提出先
- (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者

住所地を管轄する県保健福祉センター

(2) 金沢市又は県外に居住する者 石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

詳細な点についての問合せは、石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整 備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月1日

石川県知事 馳 浩

	作業	種	類	作業期間	作業地域
公	共	測	量	令和5年7月26日から	白山市の一部
(基準	点測量、	UAVV	- ザ 測 量)	令和6年1月31日まで	日田川の一郎

6	令和 5 年 8 月 1 日 (火曜日)	石	Ш	県	公	報	第13630号

(1箇月2,350円送料とも)